

選挙権年齢の引き下げにより注目を集めた先の参院選において、各党は待機児童の解消のための公約を競った。そもそも、待機児童は全国にどれくらい存在するのか？厚労省によれば、その数は平成27年には2万3167人であり、平成12年の3万2933人に比べると約1万人の減である。

しかし、ここにはトリックが隠されている。両者の「待機児童」の定義が異なるのだ。平成13年、当時の小泉政権下で定義が変更さ

## 待機児童解消の処方箋とは

を選択すると、子どもは「待機児童」にカウントされなくなつた。このような「隠れ待機児童」は平成27年には5万9383人にものぼる（数値はいずれも4月1日付）。

厚労省は今年3月に「待機児童解消に向けて緊急的に対処する施策について」を発表し、各自治体も対応に追われている。ところが、

現実には認可保育所の設置計画が保育所の「騒音」などを理由とする住民の反対により頓挫することが少なくないという。認可保育所設置に法律上（児童福祉法）必要であるのは、認可権限をもつ者（都道府県知事等）の認可のみであるにもかかわらず、住民の反対により

ここで対立する「希望する認可保育所に入所する利益」と「静穏な環境で生活する利益」はともに正当な利益ある。よって相互に調整をするほかないのであるが、少子高齢化や生活単位の縮小・個別化に伴う世代間の利益対立がそれを困難にする。この困難さを乗り越えることは可能か？

手がかりとなるのは、2011年に世田谷区に設置された認可保育所の例である。当初は強硬な反対派もいたが、保育所側は「子どもは地域で育つ」という考えの下に説明会を10回以上開催し、窓ガラスの二重化や自動車送迎の禁止など具体的なルールを定めて合意を形成していったという。

# 想像力と対話で 合意点探る

その設置が阻まれるのはなぜか？

その答えは、認可申請に先立って行われる「事前協議」にある。この中で、認可申請予定者は、都道府県などから住民への説明やその同意を得ることを求められるのだ。これは行政法学的に「行政指導」と呼ばれ法的拘束力をもたず、これに従うかどうかは相手側の自由である。しかし、住民の反対を押し切って開設した保育所の運営の厳しさは想像に難くない。

児童が心身ともに健やかに生まれて育成されることを目的とし、その実現のためにはすべての国民が努めなければならない。国と自治体は保護者とともにそのための責任を負うことを定める。子供は保護者によってのみ育てられる存在ではないのだ。待機児童問題に手っ取り早い解決策はない。必要であるのは、右理念に立ち戻り、他者への想像力をもって率直に話し合い、合意点を探ることである。そして、このプロセスをコーディネートする責任を負うのは行政、第一次的には保育の実施主体であり地域住民に身近な市町村というところになるであろう。

れて以降、希望する認可保育所を利用できないために、やむを得ず認可外保育所などを利用し、あるいは育休延長や求職活動の休止



名古屋経済大学  
法学部准教授

門脇 美恵

かどわき みえ 行政法。名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程単位取得満期退学。博士（法学）。1977年生まれ。

